

徳島県警察職員旧姓使用事務取扱要領の制定について（通達甲）

最終改正 令和3年3月30日 徳務第5007号  
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

県警察においては、職員から旧姓の使用の申出があった場合の取扱いについては、職員の旧姓使用について（平成13年8月31日徳務甲第570号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、職員が働きやすく、より一層活躍できる職場環境を整えるため、別添のとおり徳島県警察職員旧姓使用事務取扱要領を定め、令和2年10月22日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

## 別添

### 徳島県警察職員旧姓使用事務取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、職員（会計年度任用警察職員を含む。以下同じ。）が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）に使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 旧姓使用の方針等

##### 1 旧姓使用の方針

県警察において、職員から旧姓使用の申出があった場合は、2に定める文書等について、旧姓使用を認めることとする。

##### 2 旧姓使用の対象

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 辞令書（採用、退職、処分等職員の身分の重大な変動に係るもの及び給与に係るもの）
- (2) 宣誓書（徳島県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年徳島県条例第26号）第2条第1項に規定する宣誓書をいう。）
- (3) 辞職承認願（徳島県警察職員辞職承認事務手続要領の制定について（平成25年2月14日徳務第69号）第2に規定する辞職承認願をいう。）
- (4) 分限・懲戒処分に関する文書
- (5) 給与及び旅費の事務に関する文書
- (6) 源泉所得税の事務に関する文書
- (7) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- (8) 公務災害認定請求に関する文書
- (9) 児童手当の申請に関する文書
- (10) 共済組合及び互助会に関する文書
- (11) 旧姓使用によって特段の支障が生じるおそれがある文書等として、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が別に通知するもの

#### 第3 旧姓使用の手続等

- 1 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書（別記様式第1号。以下「申出書」という。）に戸籍謄本その他の改姓前後の氏を証する書面（以下「戸籍謄本等」という。）を添えて、所属長を経由して警務課長に提出するものとする。
- 2 1の提出を受けた警務課長は、申出書の記載内容に誤りがないこと及び使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等により確認できた場

合には、旧姓使用通知書（別記様式第2号）を交付し、当該職員に旧姓使用を認めることとした旨を通知するものとする。

- 3 旧姓を使用する職員（以下「旧姓使用職員」という。）が、旧姓使用中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別記様式第3号。以下「中止届」という。）を所属長を経由して警務課長に提出するものとする。
- 4 警務課長は、旧姓使用職員の人事記録カード（徳島県警察処務規程（昭和41年徳島県警察本部訓令第8号）第128条第1項に規定する人事記録カードをいう。）に当該職員から提出を受けた申出書及び中止届の写しを添付し、保管するものとする。

#### 第4 旧姓使用の対象の除外等

- 1 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等を所管する所属長（以下「文書等所管所属長」という。）は、当該文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書（別記様式第4号）を警務課長に提出するものとする。
- 2 1の提出を受けた警務課長は、当該文書等の旧姓使用の可否について判定を行い、旧姓使用の対象から除外することとした場合には、別に通知するものとする。
- 3 文書等所管所属長は、1により旧姓使用の対象から除外した文書等の除外を撤回する必要がある場合は、速やかに警務課長に連絡するものとする。
- 4 3の連絡を受けた警務課長は、当該文書等を再び旧姓使用の対象とすることとした場合には、別に通知するものとする。

#### 第5 旧姓使用に係る相談等

警務課長は、旧姓使用に係る制度の周知を図るとともに、旧姓使用に当たっての職員からの相談等に係る業務を行うものとする。

#### 第6 経過措置

この要領の施行前において、職員の旧姓使用について（平成13年8月31日徳務甲第570号）により作成された旧姓使用申出書、旧姓使用通知書及び旧姓使用中止届については、この要領により作成されたものとみなす。

別記様式第1号（第3の1関係）

旧姓使用申出書

年 月 日

警務部警務課長 殿

所属  
氏名 （戸籍上の氏名）

下記のとおり職場において旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の変更年月日

所属長確認	
-------	--

- 注1 本申出書に戸籍謄本その他の改姓前後の氏を証する書面を添付すること。  
2 使用する旧姓には、平仮名で振り仮名を付すこと。

別記様式第2号（第3の2関係）

旧姓使用通知書

年 月 日

（戸籍上の氏名） 殿

警務部 警務課長

年 月 日付けで申出のあった旧姓の使用については、下記のとおり認めることとしたので通知します。

記

- 1 使用を認める旧姓
- 2 使用開始年月日

別記様式第3号（第3の3関係）

旧姓使用中止届

年 月 日

警務部警務課長 殿

所属  
氏名 （戸籍上の氏名）

下記のとおり旧姓の使用を中止いたしますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 中止年月日

所属長確認	
-------	--

注 使用を中止する旧姓には、平仮名で振り仮名を付すこと。

別記様式第4号（第4の1関係）

旧姓使用除外申請書

年 月 日

警務部警務課長 殿

（文書等を所管する所属長）

下記の文書等については、旧姓使用の対象から除外したいので申請します。

記

- 1 旧姓使用の対象から除外したい文書等
- 2 旧姓使用の対象から除外する必要性